４公立香第１１１号
令和４年７月１日

各　所　属　所　長
各市町公立学校共済組合事務主管課長　殿

公立学校共済組合香川支部
支部長　工 代　祐 司

産前産後休業により報酬額が著しく低くなる場合の定時決定の
保険者算定について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 43 条第５項の規定による標準報酬の決定（以下「定時決定」といい、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 21 条第１項の規定により算定する場合を含む。）に当たって基準となる４月から６月までの間において、法第 43 条第 14 項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）により報酬額が著しく低くなる場合に配慮し、同条第 16 項又は厚生年金保険法第 24 条第１項の規定による報酬月額の算定（以下「保険者算定」という。）ができることとなりましたので、通知します。

なお、要件等については下記のとおりです。

記

１　要件等

４月から６月までの間に産前産後休業を取得するにあたり、通常の方法により報酬月額の算定を行うことが著しく不当であるときで、次に掲げる要件を満たすときは、保険者算定を行うことができます。(注 1, 2, 3)

この場合の標準報酬は、「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬の月額（当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。）の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額」により決定します。

次のアがイを２等級以上下回ること。 ア　産前産後休業を取得する４月から６月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額 イ　産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬の月額（当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。）(注４) の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額

注１　保険者算定の趣旨

出産予定日の時期の違いによってその後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬に不合理な差が生じていることを是正するため。

注２　この保険者算定は、令和４年度以降の定時決定から実施できる。

注３　産前産後休業に係る定時決定保険者算定は、通常の定時決定より等級を上げるものであり、その後の育児休業等の取得の有無や期間等によっては組合員の負担が増えることもあるため、組合員本人からの申出があった場合に限ることとする。

注４　業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合の定時決定保険者算定は「報酬」の月平均額であり、取扱いが異なる。

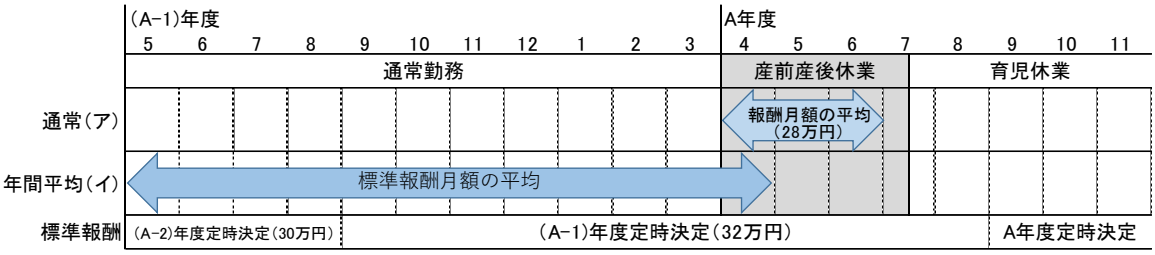

この場合、アはイを2等級以上下回るため、産前産後休業に係る定時決定保険者算定の要件を満たしていることになる。

２　留意点

（１）次の場合は対象となりません。

①　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の適用を受ける場合。

②　直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が 12 月に満たない場合。

（２）産前産後休業に係る定時決定保険者算定を行った者の翌年の定時決定について、４月から６月までの３か月間の報酬額をもとに算定することとなりますが、当該期間において育児休業等を取得している場合には、地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）法第 43 条関係七（一）に基づき、従前標準報酬の算定基礎となっている報酬月額をもとに算定することとなるため、結果として、産前産後休業に係る定時決定保険者算定と同じ額で定時決定されることとなります。

３　手続等

（１）提出書類

上記の要件を満たし、申出を希望する組合員がいる場合は、次の書類を公立学校共済組合香川支部へ提出してください。

●**「産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書」**（添付書類は不要です）

公立学校共済組合香川支部ホームページ（https://www.kouritu.or.jp/kagawa/）の、各種様式ダウンロードコーナーから「組合員専用ページ」又は「事務担当者専用ページ」にログインし、標準報酬関係のページに掲載の様式を使用してください。

なお、定時決定・随時改定の保険者算定に係る「申立書」及び「同意書」の様式についても、同様に掲載しています。

※事務担当者専用ページログイン ID：kagawa37 ， PW：kagawajimu22

（パスワードの”22”の部分は西暦下２桁で、毎年 7 月 1 日に更新されます。

（２）その他

提出された書類は、当支部で内容を精査し、要件に該当する組合員について標準報酬の保険者算定を実施し、決定します。決定の結果については、給与明細に記載される等級及び月額を確認してください。

取り扱いについてのＱ＆Ａ

○趣旨

Ｑ１	今回の通知による保険者算定の趣旨は何か。
Ａ１	今回の取扱いは、出産予定日の時期の違いによってその後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬に不合理な差が生じていることを是正するものです。就業が禁止されている期間を含む産休期間中は、本人の意思にかかわらず報酬が低くなることがあることから、これが定時決定の算定基礎となることにより、不合理な差が生じているものと考えられます。

○適用対象

Ｑ２	今回の通知による保険者算定は、組合員本人の意向に関係なく、要件に合致した場合は必ず行うこととなるのか。
Ａ２	今回の通知による保険者算定は、通常の定時決定より等級を上げるものであり、その後の育児休業等の取得の有無や期間等によっては組合員の負担が増えることもあるため、組合員本人からの申出があった場合に限ることとします。

Ｑ３	今回の通知による保険者算定は、４～６月に産休を取得する場合だけが対象とされている。一方で、その他の月に取得する場合でも、随時改定等、標準報酬の算定に影響する場合があるが、その場合は今回の保険者算定の対象とはならないのか。
Ａ３	そのとおりです。今回の取扱いは、出産予定日の時期の違いによってその後の育児休業手当金の給付額に不合理な差が生じていることを是正するものです。就業が禁止されている期間を含む産休期間中は、本人の意思にかかわらず報酬が低くなることがあり、これが定時決定の算定基礎となることにより、不合理な差が生じているものと考えられます。随時改定は、報酬額昇給、降給等により固定的給与の変動があった場合に行われるものであり、産休による報酬の減を直接の理由とするものではないため、今回の保険者算定の対象とはしていません。

Ｑ４	雇用保険法の被保険者である組合員についても、今回の保険者算定の対象とするのか。
Ａ４	地方公務員共済組合の職員など、専ら雇用保険法の適用対象となる組合員については、同法に規定する育児休業給付金が支給されるため対象となりません。

Ｑ５	直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が 12 月に満たない場合は、今回の通知による保険者算定の対象とならないのか。
Ａ５	そのとおりです。採用等から12月以内に産休を取得した場合に、本通知による保険者算定を行うこととした場合、比較対象となる直近の標準報酬の月額の平均額は、12月に満たない期間で、取得時決定による標準報酬が含まれるなど、必ずしも組合員の勤務の実態を適切に表していないと考えらます。このため、この場合は対象となりません。

○保険者算定による影響等

Ｑ６	保険者算定により標準報酬を算定することとなるので、当該標準報酬をもとに掛金等が計算されるのか。
Ａ６	そのとおりです。なお、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第114条の２又は第114条の２の２による申出があった組合員については、産休又は育児休業等期間中は掛金が免除されます。また、産休又は育児休業等終了後は、法第43条第12項又は第14項による休業の終了時改定等が行われるまでの間、保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金等が徴収されることとなります。

Ｑ７	保険者算定により標準報酬を算定することとなるので、当該標準報酬は育児休業手当金の算定基礎としてだけでなく、介護休業手当金や休業手当金等の算定基礎にもなるのか。
Ａ７	そのとおりです。なお、育児休業中に育児休業手当金以外の休業給付を支給することは想定されませんが、育児休業終了時改定の申出があった場合も育児休業からの復帰後２～３か月目に標準報酬が改定されることとなるため、改定されるまでの間において介護休業手当金や休業手当金等が支給される場合は、保険者算定による標準報酬が算定基礎として用いられることとなります。

Ｑ８	今回の通知による保険者算定を行った者の翌年の定時決定の際には、標準報酬をどのように算定するのか
Ａ８	４～６月の３か月間の報酬額をもとに算定することとなりますが、当該期間において育児休業等を取得している場合には、運用方針法第43条関係七（一）に基づき、従前標準報酬の算定基礎となっている報酬月額をもとに算定することとなるため、結果として、本通知による保険者算定と同じ額で定時決定されることとなります。

○適用関係

Ｑ９	過年度の４月から６月までの間に産休を取得している場合は、今回の保険者算定の対象となるのか。
Ａ９	対象となりません。令和４年以降の４月から６月までの間に産休を取得している者について対象とします。

【問い合わせ先】
公立学校共済組合香川支部
企画・保健福祉担当　武田
０８７－８３２－３７９１（直通）